

平成29年度「北海道青少年健全育成基本計画」推進状況【概要】

1 趣旨

- 道では、北海道青少年健全育成条例に基づき、平成20年3月、「北海道青少年健全育成基本計画」（愛称：どさんこユースプラン）を策定しました。（平成27年改訂）
- 本計画の推進状況は、条例の規定に基づき、毎年審議会に報告するとともに公表をすることとしており、この度、平成29年度の推進状況を取りまとめました。

2 計画の性格

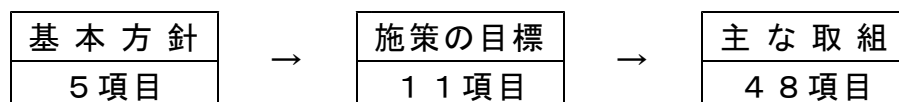
- 条例第9条に基づく、青少年の健全な育成に関する施策の目標及び基本的事項について示す基本計画
- 「北海道総合計画」を推進するための特定分野別計画
- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」

3 計画の期間

- 2008（平成20）年度からおおむね10年間

4 計画の体系

- 計画では、5つの「基本方針」と11の「施策の目標」、そして48の「主な取組」を定めています。



<基本方針>

- | |
|-------------------------------------|
| I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり |
| II 青少年の自立を促す環境づくり |
| III 社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年をはぐくむ環境づくり |
| IV 社会環境の浄化の促進 |
| V 青少年の福祉を阻害する行為の防止促進 |

5 計画の推進状況

- 計画では、計画の推進管理を行うため、主な取組のうち26に対して指標項目を設定するとともに、計画最終年における目標値を設定しています。

6 主な取組事業と指標の進捗状況

基本方針Ⅰ 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくりの促進

青少年が、心身ともに健やかに成長し、豊かな感性をはぐくみ、豊かな人間関係を構築しながら新しい時代を生きていく力を身に付けていけるよう、豊かな人間性を育む家庭づくり、学校づくり、地域づくりに取り組んでいます。

地域の身近な場所での居場所づくり（主な取組 11）

- 「地域子ども・子育て支援事業」（番号 72）
 - ・ 放課後児童対策事業 1,022 カ所
- 「子どもの居場所づくり推進事業」（番号 73）
 - ・ 学習支援や食事の提供等を行う地域の居場所づくりの推進 2カ所
- 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金（放課後子供教室）」（番号 74）
 - ・ 放課後子供教室の開催 68市町村 150 教室
- 「少年の居場所づくり（JUMP プラン）」（番号 75 = 256）
 - ・ 少年の居場所づくり活動（社会参加活動、ボランティア活動、農業体験、学習支援、就労支援） 160 回

指標項目	計画改定時 (平成25年度)	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成29年度)
放課後児童クラブ数	924	1,022	1,010
放課後における子どもの活動拠点の整備状況（放課後子ども教室等）	94	106	全市町村

基本方針Ⅱ 青少年の自立を促す環境づくり

青少年が、次代の社会を担う者としての自覚の下、自主性をはぐくみながら健全な社会人として成長を遂げるための環境づくりに取り組んでいます。

青少年の望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育等の充実
(主な取組 25)

- 「公共訓練費（インターンシップ推進事業費）」（番号 154）
 - ・ 高等技術専門学院でのインターンシップの実施
6 学院 28 訓練科 328 人

- 「次世代ものづくり人材育成事業」（番号 156）
 - ・ 小中学生を対象とした高等技術専門学院等での体験会の実施
10 回

- 「新規学卒者就職対策推進費（高校生インターンシップ推進事業費）」（番号 157）
 - ・ 道立高校におけるインターンシップの実施
201 校

- 「高等学校就職促進マッチング事業」（番号 158）
 - ・ 進路指導教員等を対象とした求職と求人がミスマッチな業種に対する見学会の実施
14 管内

- 「新規学卒者就職対策推進費（新規学卒者就職対策推進費）」
(番号 159 = 170)
 - ・ 各教育局に就職指導を行う進路相談員の配置

- 「小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業」（番号 160）
 - ・ 各圏域 1 校を研究指定校として、家庭・地域・企業等と連携したキャリア教育の取組の実施

指標項目	計画改定時 (平成 23 年度)	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 29 年度)
インターンシップの実施状況	46.8	64.2	50.0

基本方針Ⅲ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年をはぐくむ

環境づくり

ニート・ひきこもり、経済的困難を抱える家庭の青少年、不登校、障がい等のある青少年など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年をはぐくむ環境づくりの促進に取り組んでいます。

障がい等のある青少年の支援（主な取組 35）

- 「障がい児等支援体制整備事業」（番号 222）
 - ・ 市町村体制整備事業

- 専門支援事業補助金（協力機関の医師等の派遣） 64 市町村
- 道立施設等専門支援事業（道立施設の医師等の派遣） 65 市町村
- ・ 広域支援体制整備事業
 - 発達支援関係職員実践研修 各振興局で実施
 - 発達支援関係職員専門研修 1回
- ・ 道立聾学校専門支援事業 6校で実施

■ 「発達障害者支援体制整備事業費」（番号 223）

- ・ 発達障害者支援センターの設置・運営 3カ所 など

■ 「特別支援教育パートナーティーチャー派遣モデル事業」（番号 224）

- ・ 特別支援学校教員を、小・中学校等からの要請を受けて派遣

■ 「特別支援教育総合推進事業（特別支援教育の体制整備の推進）」

（番号 226）

- ・ 市町村及び道における特別支援連携協議会の開催
- ・ 特別支援教育研修会の開催等

■ 「育成誘致推進費（職場適応訓練費）」（番号 227）

- ・ 雇用を前提として事業主が就職困難な求職者に雇用前訓練を実施
訓練受講者延べ 116 人月

■ 「公共訓練費（実習費）」（番号 229）

- ・ 障害者職業能力開発校 訓練実施 定員 120 名
- ・ 障害者委託訓練事業 訓練実施 定員 138 名
- ・ 障害者一般校訓練事業 訓練実施 定員 20 名

指標項目	計画改定時 (平成23年度)	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成29年度)
特別支援学校高等部（職業学科）卒業生の就職の状況	29.2	44.1	35.0

基本方針Ⅳ 社会環境の浄化の促進

青少年の非行を助長するおそれのある社会環境や青少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化に取り組んでいます。

情報化社会への対応（主な取組 41）

- 「青少年健全育成促進費（非行防止特別対策事業）」（番号 264 = 54）
 - ・ 青少年健全育成条例遵守徹底のための事業所立入
 - ・ 有害興行・有害図書の指定

- 「青少年を取り巻く有害環境対策推進事業」（番号 265）
 - ・ インターネット上の有害情報から青少年を守る道民フォーラムの開催（旭川）
 - ・ 啓発パンフレットの配布 全道の小学6年生

- 「いじめ等対策総合推進事業」（番号 266 = 48）
 - ・ ネットコミュニケーションの見守り（ネットパトロール）

- 「情報教育ネットワーク形成推進費」（番号 269）
 - ・ 全道立学校、道立教育研究所、特別支援教育センター、道庁間を結ぶ教育用イントラネットの運営

指標項目	計画改定時 (平成24年度)	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成29年度)
ネットトラブルの未然防止の取組状況	小学 15.7 中学 23.2 高校 38.5	小学 95.8 中学 95.0 高校 100	100

基本方針Ⅴ 青少年の福祉を阻害する行為の防止促進

登下校時や公園等における不審者からの声かけ、インターネットによる出会い系サイト等を介した犯罪など、福祉犯罪被害の未然防止に取り組んでいます。

子どもの安全・安心確保のための取組の推進（主な取組 44）

- 「地域安全推進事業費（犯罪のない安全で安心な地域づくり推進事業費）」（番号 277 = 52）
 - ・ 全道推進会議及びネットワーク交流会の開催による防犯意識の醸成
 - ・ 防犯に関するリーフレットの作成・配布
 - ・ 防犯活動推進地区の指定及び道の施策の優先的・重点的实施
 - ・ 安全安心なまちづくりの日道民の集いの開催、表彰の実施

- 「安全・安心まちづくり事業費」（番号 280 = 293）
 - ・ 実践型防犯教室の開催 46回

- ・ 防犯ボランティアリーダー養成講座の開催
- ・ 自主防犯活動・くらしの安全対策ハンドブックの作成・配布
- ・ 地域安全マップの作成

■ 「あいさつからはじまる安全・安心「安全・安心どさんこ運動」

(番号 281 = 66)

- ・ 行政や関係団体 70 機関で構成する「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」を推進主体とした、「あいさつ・みまもり・たすけあい運動」及び「子どもの安全を見守る運動」の推進

指標項目	計画改定時 (平成23年度)	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成29年度)
地域と連携した通学路の安全確保の 取組状況	小学 85.8 中学 84.0	小学 100 中学 100	100